積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工　事　設　計　書

事　業　年　度	令和 8年度		
設　計　年　月	令和　年　月		
予　算　科　目	款	項	目　　節
工　事　場　所	京都市伏見区深草相深町他地内		
路線名又は河川名等			
工　　事　　名	稲荷山トンネル換気設備撤去工事		
工　　期	契約日の翌日から令和10年 1月31日まで		
事　業　課（所）名	土木管理課	単価使用年月	令和　年　月
工　事　番　号		歩掛適用年月	令和　年　月
変　更　回　数		基準適用年月	令和　年　月
主　　工　　種		単　価　地　区	
前　払　金　支　出		調　整　区　分	

京都市　建設局

チェック欄	

工 事 概 要

ジェットファンの撤去				式	1
ジェットファンの撤去	台	16			

施 工 理 由

稲荷山トンネルの不要となった換気設備（ジェットファン）を撤去する。

			設計額		請負額	
			金額	増減額	金額	増減額
工　事　費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
内訳	工　事　価　格	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
	消費税相当額	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
支　給　品　費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	

京都市　建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年8月	
歩掛適用年月	2026年8月	
基準適用年月	2026年8月	
単価地区	2601:Ⅰ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	A2:トンネル換気設備	
施工地域等補正	市街地（DID補正）	1.2
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）	1.1
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
ﾄﾝﾈﾙ換気設備据付	撤去工	ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ撤去	口径1250mm,16台	式	6,522,624	機械設備据付工96人工 普通作業員32人工
ﾄﾝﾈﾙ換気設備据付	撤去工	機械経費	高所作業車(ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型),ｸﾚｰﾝ付きﾄﾗｯｸ,その他必要器具,雑器具損料含む	式	6,000,000	
ﾄﾝﾈﾙ換気設備据付	撤去工	ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ分別解体費	分別解体費,16台分	式	496,000	
ﾄﾝﾈﾙ換気設備据付	撤去工	ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ処分費	有価材処分費,16台分	式	-792,000	
ﾄﾝﾈﾙ換気設備据付	撤去工	廃ﾌﾟﾗ処分		kg	50	

設計内訳書（本01）

工事名	稲荷山トンネル換気設備撤去工事	事業区分 工事区分	機械設備 据付工

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
据付工		式	1				
ﾄﾝﾈﾙ換気設備据付		式	1				
撤去工		式	1				
ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ撤去 【夜間作業、時間的制約】	口径1250mm,16台	式	1				内　1号 歩掛見積
機械経費 【夜間作業、時間的制約】	高所作業車(ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型),ｸﾚｰﾝ付きﾄﾗｯｸ,その他必要器具,雑器具損料含む	式	1				内　2号 見積
配管撤去 【夜間作業、時間的制約】	金属製可とう管撤去,38mm以下,撤去(不使用)	m	32				単　1号
配線撤去 【夜間作業、時間的制約】	管内配線,40mm以下,撤去(不使用)	m	65				単　2号
配線撤去 【夜間作業、時間的制約】	管内配線,20mm以下,撤去(不使用)	m	65				単　3号
絶縁抵抗測定	十条換気所、山科換気所	式	1				内　3号
金属くず運搬	ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ、ｽﾃﾝﾚｽ及び銅線	t	22.49				単　4号
ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ分別解体費	分別解体費,16台分	式	1				内　4号 見積
ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ処分費	有価材処分費,16台分	式	1				内　5号 見積
ｽｸﾗｯﾌﾟ	ｽﾃﾝﾚｽ,新切,18Cr	kg	-23.68				単　5号

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	稲荷山トンネル換気設備撤去工事	事業区分 工事区分	機械設備 据付工

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
1号銅線		kg	-65.31				単　6号
廃ﾌﾟﾗ運搬	運搬、積込	kg	29.9				単　7号
廃ﾌﾟﾗ処分		kg	29.9				単　8号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
据付間接費		式	1				
据付工事原価		式	1				
設計技術費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	稲荷山トンネル換気設備撤去工事	事業区分 工事区分	機械設備 据付工

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

京都市

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.710-00001　0.0　0

内　1号	ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ撤去 【夜間作業、時間的制約】	口径1250mm,16台	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
機械設備据付工 R0303		人	96				
普通作業員 R0102		人	32				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

内　2号	機械経費 【夜間作業、時間的制約】	高所作業車(ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型),ｸﾚｰﾝ付きﾄﾗｯｸ,その他必要器具,雑器具損料含む	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
機械経費		式	1				高所作業車(ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型),ｸﾚｰﾝ付きﾄﾗｯｸ
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

内　3号	絶縁抵抗測定	十条換気所、山科換気所	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
絶縁抵抗測定 十条換気所、山科換気所		箇所	2				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

内　4号	ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ分別解体費	分別解体費,16台分	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ分別解体費 分別解体費,16台分		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

内　5号	ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ処分費	有価材処分費,16台分	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ処分費 有価材処分費,16台分		式	1				
合計							

京都市

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.710-00001　0.0　0

単　1号	配管撤去 【夜間作業、時間的制約】	金属製可とう管撤去,38mm以下,撤去(不使用)	単位	m	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
金属製可とう電線管敷設 WE112150	38mm以下,撤去(不使用)	m	1			単　9号 80-03-01
合計						
単価						円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.710-00001　0.0　0

単　2号	配線撤去 【夜間作業、時間的制約】	管内配線,40mm以下,撤去(不使用)	単位	m	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ｹｰﾌﾞﾙ及び電線配線 WE114000	管内配線,40mm以下,撤去(不使用)	m	1			単　10号 80-03-01
合計						
単価						円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.710-00001　0.0　0

単　3号	配線撤去 【夜間作業、時間的制約】	管内配線,20㎜以下,撤去(不使用)	単位	m	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ｹｰﾌﾞﾙ及び電線配線 WE114000	管内配線,20㎜以下,撤去(不使用)	m	1			単　11号 80-03-01
合計						
単価						円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　4号	金属くず運搬	ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ、ｽﾃﾝﾚｽ及び銅線	単位	t	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬 CB010410	ｸﾚｰﾝ装置付通称2t積級吊能力2.9t,有り,3.0km以下	t	1			01-02-03
現場発生品及び支給品積込･荷卸 CB010420	ｸﾚｰﾝ装置付通称2t積級吊能力2.9t	t	1			01-02-03
合計						
単価						円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　5号	ｽｸﾗｯﾌﾟ	ｽﾃﾝﾚｽ,新切,18Cr	単位	kg	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ｽｸﾗｯﾌﾟ ｽﾃﾝﾚｽ 新切 18cr Z006730004		kg	1			
合計						
単価						円／kg

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　6号	1号銅線		単位	kg	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
1号銅線		kg	1			
合計						
単価						円／kg

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　7号	廃ﾌﾟﾗ運搬	運搬、積込	単位	kg	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ運搬 人力積込 DY1413	有,5km以上10km未満	kg	1			単　12号 60-01-12
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ積込 人力積込 DY1412		kg	1			単　13号 60-01-12
合計						
単価						円／kg

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　8号	廃ﾌﾟﾗ処分		単位	kg	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
廃ﾌﾟﾗ処分		kg	1			
合計						
単価						円／kg

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.710-00001　0.0　0

単　9号 WE112150	金属製可とう電線管敷設	38mm以下,撤去(不使用)	単位	m	単位数量	100	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
電工 R0201		人	3.25			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／m

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.710-00001　0.0　0

単　10号 WE114000	ｹｰﾌﾞﾙ及び電線配線	管内配線,40mm以下,撤去(不使用)	単位	m	単位数量	100	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
電工 R0201		人	5			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／m

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.710-00001　0.0　0

単　11号 WE114000	ｹｰﾌﾞﾙ及び電線配線	管内配線,20㎜以下,撤去(不使用)	単位	m	単位数量	100	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
電工 R0201		人	2.75			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／m

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　12号 DY1413	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ運搬 人力積込	有,5km以上10km未満	単位	kg	単位数量	100	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級 K0301001	20,岩石工の割増対象にしない,1,0時間,交替制を適用しない,0,しない,しない,0時間	日	0.16			単　14号 90-03-01
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／kg

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　13号 DY1412	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ積込 人力積込		単位	kg	単位数量	100	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員 R0102		人	0.063			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／kg

３次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　14号 K0301001	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級	20,岩石工の割増対象にしない,1,0時間,交替制を適用しない,0,しない,しない,0時間	単位	日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手(一般) R0115		人	1			
軽油 Z006702002		L	20			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級 M000301001	機械条件:供用　持込	供用日	1.35			
ﾀｲﾔ損耗費 2～3t積級 良好 供用日 Z010020025		供用日	1.35			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／日

京都市

特　記　仕　様　書（個別工事編）

工 事 名　稲荷山トンネル換気設備撤去工事
工事場所　京都市伏見区深草相深町他　地内

1　一般事項

第１条（適用）
１（全工事共通）
本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和８年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和８年８月）」によらなければならない。加えて以下の規程（最新のもの）を適用する。
(1) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
(2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
(3) 揚排水ポンプ設備技術基準
(4) 揚排水機場設備点検・整備指針（案）・同解説
(5) 日本産業規格（ＪＩＳ）
(6) 日本電機工業会規格（ＪＥＭ）
(7) 電気学会電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
(8) その他関係規程
なお、本工事施工現場には、請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。
※　京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）
２（電気関係工事）
電気通信設備工事に係る施工の場合は、前項に加えて電気通信設備工事共通仕様書（令和８年３月、国土交通省）、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（令和８年３月、国土交通省）及び電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和８年３月、国土交通省）によらなければならない。
国土交通省ホームページ（電気関係工事）
（https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/gijyutukijyun.html）

第２条（読替えほか）
１　受注金額が 500 万円超の場合の工事成績評定は、都市計画局建築請負工事成績評定要領及び運用に準拠する。
都市計画局建築請負工事監督・検査諸規程（建築請負工事成績評定要領及び運用）
（https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html）
２　本仕様書において、表が空欄となっている箇所については、当該内容が本工事には該当しないものとして取り扱うこと。

第３条（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」の実施）
１　本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休 2 日（土日）」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html）に基づいて実施する。ただし、「月単位の週休２日」は必須である。
２　受注者は、契約後すみやかに、「完全週休２日（土日）」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。
３　「完全週休２日（土日）」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
４　「月単位の週休２日」が未達成のもので、明らかに受注者側に「月単位の週休２日」に取り組む姿

勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点を減ずる措置を行う場合がある。
5　受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
6　工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第４条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）
1　本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html）に基づいて実施する。
2　受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
3　建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第５条（ウィークリースタンスの実施）
本工事は、ウィークリースタンスの対象である。
実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。
(1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
(2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
(3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
(4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
(5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
(6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。
なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第６条（前払金）
1　前払金は、各会計年度の出来高予定額の４０％以内とし、中間前払金は、同様に２０％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。
※　京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照
（https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf）
2　各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。
支払限度額の割合
令和８年度　令和８年度及び令和９年度の４０％
令和９年度　６０％
出来高予定額の割合
令和８年度　０　％
令和９年度　１００％
※各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。
3　前払金の条件は次のとおりとする。
初年度に翌年度分の出来高予定額を含めて前金払を行う。

2　現場条件に関する事項

第１条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

(1)　本工事対象設備は適宜保守管理業者等による設備巡視点検の対象設備であるため、撤去に当たっては、適宜調整を図ること。

(2)　本工事の現場作業は、稲荷山トンネル定期夜間通行止め（令和９年５月の３日間及び10月若しくは11月の５日間）の計８日間で完了すること。なお、各日程の決定は令和９年２月頃を予定している。

(3)　通行止め時間は、22時 ～ 翌６時であるが、トンネルへの入場開始は、十条換気所発が22時40分頃からとする。作業終了は翌４時50分までに片付けを終了させ、十条換気所へ到着し作業終了を報告すること。

(4)　トンネル内に入る場合は、入場車両全車両に回転パトランプ（黄）を配備し、ハザードを点灯させ、制限速度60km/h以下を、厳守とする。

(5)　トンネル内の逆走は禁止である。

(6)　作業時は全作業員がLED点滅機能付き反射ベストを着用すること。監査廊を歩く場合も同様に全作業員がLED点滅機能付き反射ベストを着用すること。

(7)　トンネル内への新規アンカー打設は不可とする。

(8)　撤去したジェットファンをはじめ、現場への仮置きや現場解体は不可とする。

第２条（施工時間）

施工時間は、下表に記載した工種以外は昼間施工とする。ただし、関係各署と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
トンネル内	撤去工	ジェットファン撤去 配管・配線撤去	23時00分～4時30分	準備、後片付け時間含む

なお、夜間通行止め期間において、他業者による作業もあるため、本工事にあたり、トンネル内を全面通行止めすることは不可である。二車線のうち片側は、車両が通行できる幅を確保しつつ作業を行う等、施工計画を検討すること。

3　監督職員の確認に関する事項

第１条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

工種･種別等	細　別	材料・資材・製品
―	―	―

第２条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第３条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（３－１－１－４）の表３－１－１段階確認一覧表に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別できる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

工種-種別等	細　別	確　認　項　目
―	―	―

第４条（立会確認

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項　　目	確　認　方　法・目　的　等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

第５条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目･規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目･規格等	試験項目	試験時期・頻度	備　考
―	―	―	―	―

第６条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目･規格等	試験項目	規格値、 試験時期･頻度 等	備　考
―	―	―	―	―

第７条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、次の試験項目については、第三者機関かつ各規定に基づく試験のできる業者（又は、これと同等以上の設備を有する公的機関）で試験を実施するものとし、試験の結果は、試験完了報告書等と共に速やかに監督職員に提出するものとする。

工種	品目･規格等	試験項目	規格値、 試験時期･頻度 等	備　考
―	―	―	―	―

4　建設副産物に関する事項

第１条（建設廃棄物の適正処理）

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正令和７年３月２７日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるＡ、Ｂ２、Ｄ、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備　　考
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路天王町８７－１１	設計運搬距離 Ｌ＝７．９km

第２条（スクラップ）

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（伝票、受入証明書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備　　考
スクラップ (ヘビーH1)	京都市南区上鳥羽鉾立町４番地	設計運搬距離 Ｌ＝２．２km
スクラップ (ｽﾃﾝﾚｽ 18Cr)	京都市南区上鳥羽鉾立町４番地	設計運搬距離 Ｌ＝２．２km
スクラップ (1 号銅線)	京都市南区上鳥羽鉾立町４番地	設計運搬距離 Ｌ＝２．２km

第３条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

１　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(最終改定令和７年６月１日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①　分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他(　　)	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

②　再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項　建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

２　受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を別に定める１８条様式に記載し、監督職員に報告すること。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、１８条に基づく報告を省略することができるものとする。

5　その他事項

第１条（工事書類の提出）
　完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の１４日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の１４日前までに提出すること。

第２条（情報共有システムの利用）
１　本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
　システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン　（令和８年８月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
２　利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
３　システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
４　システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
　なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
　※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
　（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html）

第３条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）
　本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。
１　目的
　本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い実施するものとする。
２　実施内容
（１）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
ア　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。
イ　遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。
　なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
（２）効果の検証
　遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。
（３）費用
　遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。
　なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。
（４）成績評定
　遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第４条（建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応）

１　石綿の取扱いに当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和８年２月）」等、関係法令等を遵守する。

２　解体又は改修工事に当たっては、全ての部位及び材料について、事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査説明書面」を監督員に提出する。また、大気汚染防止法第１８条の１５第６項及び石綿障害予防規則第４条の２第１項に基づき提出したそれぞれの「事前調査結果報告書」の写しを監督員に提出する。

　分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（最終改正 令和３年１２月２２日 基発１２２２第１７号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。

３　石綿含有建材の除去等作業を行うに当たり、作業計画書を作成し監督職員の承諾を得る。

４　石綿含有建材の除去等の作業が終了したときは、その結果を書面で報告する。（特定粉じん排出等作業完了報告書）

５　なお、現時点で石綿を含むと想定しているものはない。想定外の石綿含有材料が判明した場合、監督職員を協議するものとし、設計変更の対象とする。

6　設備工事に関する事項

第１条（工事範囲）

１　撤去機器等及び現地工事は以下のとおりである。

(1)ジェットファン(16 台)の撤去(プラットフォーム型の高所作業車を使用し安全に撤去すること。)
なお、プラットフォーム型の高所作業車の選定にあたっては、ジェットファン及び撤去作業に当たる人員などの積載しうる総荷重を考慮し、適切に選定すること。

(2)設備に付属するケーブルの撤去（配管は残置する。）
なお、工事に際し新たにアンカーボルトの設置やトンネルを損傷する行為は一切不可とする。

(3)手元開閉器箱～制御盤の配線について、絶縁抵抗測定を行うこと。なお、各種電源は東行ジェットファンの制御盤は、十条換気所 B1F 集塵用電気室内にある。西行は、山科換気所 B1F 集塵用電気室にある。

２　その他、詳細は工事設計書又は図面による。

第２条（施工計画書等）

１　機械工事共通仕様書（案）1-1-1-6 に規定する施工計画書を提出すること。ただし、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

２　機械工事共通仕様書（案）1-1-1-18 に規定する施工図を提出し、監督職員の承諾を受けること。ただし、簡易な工事において監督職員の承諾を得た場合は省略することができる。

３　施工計画書に記載する計画工程表とは別に、監督職員の求めに応じ、月間工程表又は３週工程表等の詳細な工程表を提出すること。

４　機械工事共通仕様書（案）1-1-1-47 に基づき、官公庁等への届出等を行った場合は、その許可又は承諾等の書面の写し又は原本を監督職員に提出すること。

第３条（機器仕様）

１　機器仕様

撤去する機器の仕様は概ね以下のとおりとし、その他詳細は図面によるものとする。

機器名	仕　　様	数　量	備　　考
ジェットファン	【送風機】 型式：軸流系電動機直結内装式 口径：φ1,250mm 風速：30m/s 以上 全長：4,250mm、φ1,450mm 吹出方向：両方向 【電動機】 型式：全閉型三相誘導電動機 電源電圧：AC3φ3W440V60Hz 出力：30kW 材質：鋼製	16	撤去 設置場所：トンネル内 重量：1,400kg/台 既設：ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ環境ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ（株）

第４条（電気保安技術者）

１　電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者をおくものとする。

２　電気保安技術者は、次による。

100ｋW未満の需要設備又は事業用電気工作物において分電盤以降の低圧部分の電気工事のみに係る場合

1 級電気工事施工管理技士、2 級電気工事施工管理技士、第 1 種電気工事士、第 2 種電気工事士
ただし、これと同等の知識及び経験を有する者で監督職員の承諾を受けた場合にはこの限りでない。

３　電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。

４　電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

第５条（設備工事一般事項）
１　本条は一般事項を記載するものであり、今回工事に該当する項目のみ適用する。
２　本特記仕様書、添付図面に記載する仕様は、設計仕様であり、詳細な仕様を決めるものではない。
３　事前に十分な現場調査を行い、綿密な作業計画を立てること。
４　詳細な施工範囲及び詳細図等の作成は工事設計書、添付図面によるが、明示されていない事項については、監督職員と協議すること。
５　資格を要する施工・作業には必ず有資格者を従事させる必要がある。施工計画書に資格者証の写しを監督職員に提出すること。
６　撤去品の仮置場及び処分は監督職員の承諾事項とする。
７　施工に際して周辺の既設機器等に損傷を与えないよう、必要な養生を施すこと。
８　工事中に稼働休止となる既存機器について、点検等による操作の混乱が生じないように現場の状況に合わせて、適切な表示（操作禁止札の貼付等）を行うこと。また、これらの作業を行った際は速やかに監督職員に連絡すること。
９　既設機器を改造する必要が生じた場合や設計図書に指定した以外の配線配管類を更新する必要が生じた場合には、速やかに監督職員と協議を行うこと。
10　屋外の配管、配線の支持は、ＳＵＳ製又は溶融亜鉛メッキ製の金物、ボルト・ナット、アンカーボルトを使用すること。また、屋内であっても常に乾燥した環境でない箇所については、屋外と同様の防錆対策を行うこと。
11　配管配線類の寸法や経路は受注者自身で再検討すること。
12　機器等の搬出入に当たり、輸送方法、輸送ルートは所轄警察署及び道路管理者等と協議のうえ決定すること。特に重量物を取り扱う場合は、十分な安全対策を検討し、施工計画書に記載すること。
13　工事に要する仮設資材、機械器具、電力、用水等は受注者の負担とする。

第６条（完成図書）
１　施設管理用の完成図書を２部提出すること。
２　完成図書は以下の構成を標準とする。ただし、監督職員との協議により、一部の省略や構成変更をすることができる。
(1)　完成図、施工図
(2)　施工管理記録
(3)　関係官公庁等への届出等書類
(4)　完成写真（工事対象設備の全景又は代表部分を工事完成後に撮影した写真）
(5)　その他、監督職員の指示するもの

第７条（電気工事一般事項）
１　本条は電気工事を行う場合に適用する。
２　電気配管工事を行う場合は次の各号による。
(1)　厚鋼電線管は溶融亜鉛めっきを施したものを標準とする。
(2)　電線管の端部及び内部は、配線の被覆に損傷を与えないよう滑らかなものであること。
(3)　機器への接続は端末可とう管等による。
(4)　必要箇所にプルボックス等を設けること。
(5)　工事施工前に撤去及び敷設電線管リストを作成し、承諾を得ること。
３　電気配線工事を行う場合は次の各号による。
(1)　電線の寸法は内線規程に準拠するものとする。
(2)　配線の両端部等に回路種別、行き先等を記した札を設けること。
(3)　配線は管内で接続してはならない。
(4)　工事施工前に敷設ケーブルリストを作成し、承諾を得ること。

第８条（電気主任技術者の立会依頼）

工事に伴い、下表の施設について高圧設備の停電及び復電を行う場合は、電気主任技術者の立会を求めること。なお、立会指示費は本工事に含む。

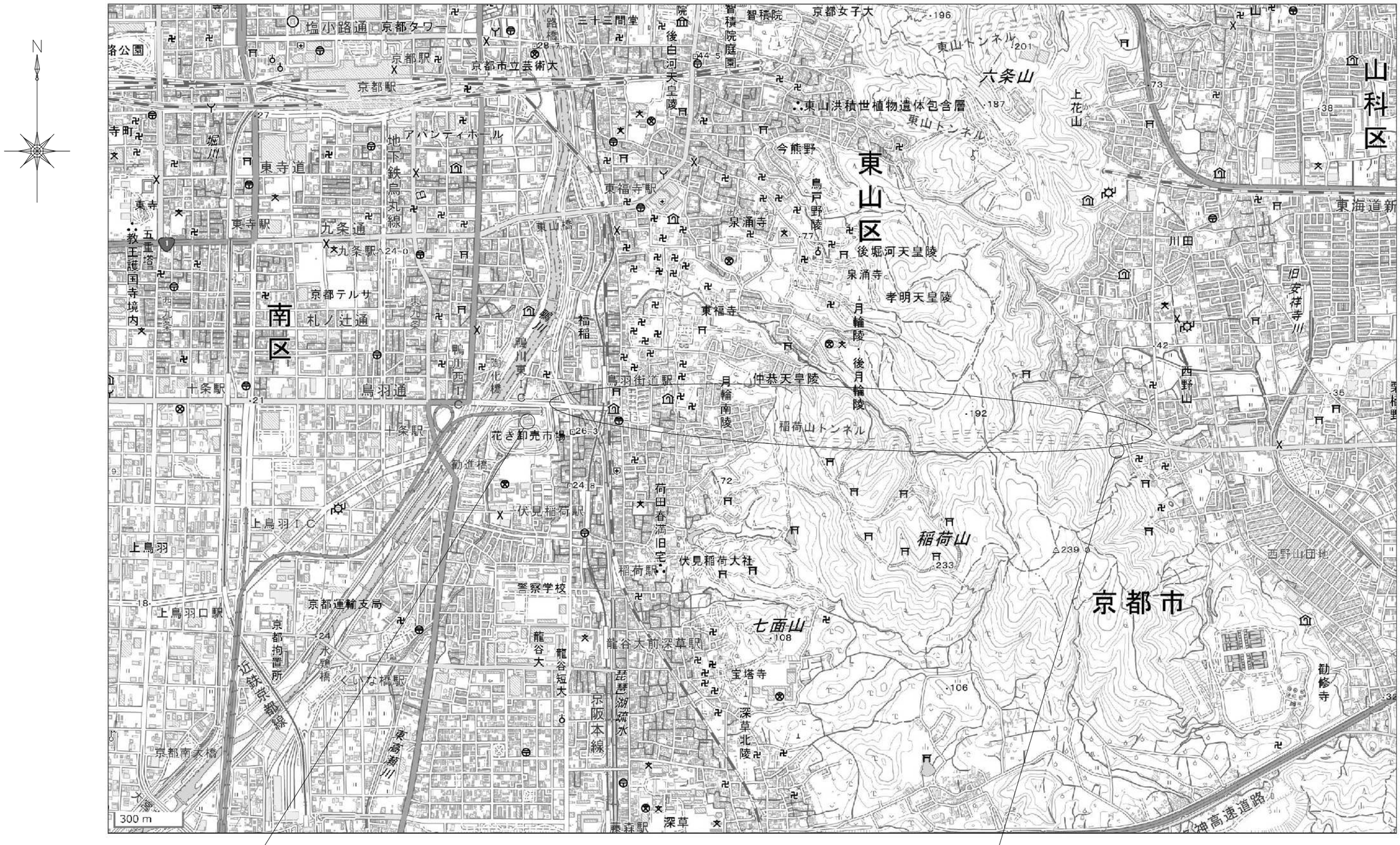
施設名	電気主任技術者名
―	―

第９条（その他特記事項）

１　通行止め期間中は、他の工事や点検が輻湊するため、事前に調整を行い、工事を完了させること。

２　工事期間中、十条換気所内のトイレを借用しても良い。

位置図



十条換気所
（京都市伏見区深草中川原町　地内）

山科換気所
（京都市山科区西野山桜ノ馬場町　地内）

：工事場所
稲荷山トンネル

稲荷山トンネル換気設備撤去工事

添 付 図 面 目 次

図　　面　　名	図面番号	枚数	図面サイズ
付近見取図	1	1	A3
トンネル換気設備撤去概要図	2	1	A3
東行線ジェットファン撤去図	3	1	A3
東行線ジェットファン廻り配線撤去図	4	1	A3
西行線ジェットファン撤去図	5	1	A3
西行線ジェットファン廻り配線撤去図	6	1	A3